

大阪市規則第118号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（公印監守者等及び監守場所） 第6条 公印監守者及び監守場所は、次のとおりとする。 〔表 別紙2 挿入〕 〔2 略〕 （公印取扱責任者等） 第7条 〔略〕 〔2 略〕 3 局長等は、<u>公印（郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印を除く。）</u>に係る電子計算機処理データを取り扱う課等に当該電子計算機処理データの取扱責任者（以下「データ取扱責任者」という。）を置き、当該課等に属する職員のうちから指名する。 〔4 略〕 （押印手続） 第9条 公印の押印の手続は、次のとおりとする。<u>ただし、郵便局取扱事務契印用区長</u>	（公印監守者等及び監守場所） 第6条 〔同左〕 〔表 別紙1 挿入〕 〔2 同左〕 （公印取扱責任者等） 第7条 〔同左〕 〔2 同左〕 3 局長等は、<u>公印</u>に係る電子計算機処理データを取り扱う課等に当該電子計算機処理データの取扱責任者（以下「データ取扱責任者」という。）を置き、当該課等に属する職員のうちから指名する。 〔4 同左〕 （押印手続） 第9条 公印の押印の手続は、次のとおりとする。

印の押印の手續にあつては、この限りでない。

[(1)～(3) 略]

[2 略]

(電子印の使用)

第11条 [略]

[2・3 略]

4 データ取扱責任者は、電子印を使用して作成した文書の発行記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）その他適切な記録媒体に記録しなければならない。

（郵便局取扱事務契印用区長印の取扱いに係る特例）

第16条 局長等は、契印事務取扱郵便局の長（以下この条において「郵便局長」という。）を郵便局取扱事務契印用区長印の監守その他郵便局取扱事務契印用区長印に関する事務に従事させるため、公印監守者をして、当該事務の処理に関し必要な事項について日本郵便株式会社と協議させなければならない。

2 局長等は、郵便局長をして、郵便局長が郵便局取扱事務契印用区長印を押印するごとに、押印した年月日、文書の名称、通数及び箇所数を記録させるとともに、当該記録及び郵便局取扱事務契印用区長印の監守状況を公印監守者に報告させなければならない。

[(1)～(3) 同左]

[2 同左]

(電子印の使用)

第11条 [同左]

[2・3 同左]

4 データ取扱責任者は、電子印を使用して作成した文書の発行記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）その他適切な記録媒体に記録しなければならない。

（郵便局取扱事務契印用区長印の取扱いに係る特例）

第16条 事務取扱郵便局の長は、公印監守者の命を受け、郵便局取扱事務契印用区長印の監守その他郵便局取扱事務契印用区長印に関する事務に従事しなければならない。

2 第9条の規定にかかわらず、郵便局取扱事務契印用区長印の押印の手續は、次のとおりとする。

- (1) 事務取扱郵便局の長は、郵便局取扱事務契印用区長印を押印したときは、押印した年月日、文書の名称、通数及び箇所数を記録しなければならない。
- (2) 事務取扱郵便局の長は、前号に規定する事項及び郵便局取扱事務契印用区長印

3 局長等は、郵便局取扱事務契印用区長印の盗難、紛失、破損その他の郵便局取扱事務契印用区長印に係る事故があったときは、郵便局長をして、速やかにその内容を公印監守者に報告させなければならない。
郵便局取扱事務契印用区長印に関し偽造、変造その他の事故があったときも、同様とする。

(郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印の取扱いに係る特例)

第17条 局長等は、郵便局事務取扱法第2条の規定により本市の事務（郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印を使用するものに限る。）を取り扱う郵便局（以下「個人番号カード記載事項証明事務取扱郵便局」という。）の長（以下この条において「郵便局長」という。）を郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印（電子計算機に記録した印影に限る。以下この条において同じ。）を使用して作成した文書の発行記録の保管その他郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印に係る電子計算機処理データの管理に関する事務に従事させるため、データ監守者をして、当該事務の処理に関し必要な事項について日本郵便株式会社と協議させなければならない。

2 局長等は、郵便局長をして、郵便局長が

の監守状況を、郵便局取扱事務契印用区長印の押印を行うごとに公印監守者に報告しなければならない。

3 事務取扱郵便局の長は、郵便局取扱事務契印用区長印の盗難、紛失、破損その他の郵便局取扱事務契印用区長印に係る事故があったときは、速やかに公印監守者に報告しなければならない。郵便局取扱事務契印用区長印に関し偽造、変造その他の事故があったときも、同様とする。

[新設]

郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印を使用して文書を作成すること
に、文書を作成した年月日及び通数並びに
郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印を使用した箇所数を電磁的記録媒体その他適切な記録媒体に記録させると
ともに、データ監守者に報告させなければならない。

3 局長等は、郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印に係る電子計算機処理データの漏えい、滅失又はき損その他の郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印に係る事故があったときは、郵便局長をして、速やかにその内容をデータ監守者に報告させなければならない。郵便局取扱事務個人番号カード記載事項証明用区長印に関し電子計算機処理データの改ざんその他の事故があったときも、同様とする。

(施行の細目)

第18条 [略]

別表第1 (第4条関係)

[表 別紙4 挿入]

別表第2 (第4条関係)

[略]

専用公印

[1～81 略]

(施行の細目)

第17条 [同左]

別表第1 (第4条関係)

[表 別紙3 挿入]

別表第2 (第4条関係)

[同左]

専用公印

[1～81 同左]

81の2 大 阪 市 区 長 印 81の3 大 阪 市 長 印 81の4 郵 便 局 大 阪 市 区 長 印 [83～99 略]	81の2 大 阪 市 区 長 印 [83～99 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

[第6条第1項の表 別紙1]

公印	公印監守者	監守場所	
		執務時間中	執務時間外
[1・2 同左] 3 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) 郵便局取扱事務契印用区長印	[同左] [同左]	[同左] [同左] 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）第2条の規定により本市の事務（郵便局取扱事務契印用区長印を使用するものに限る。）を取り扱う郵便局（以下「<u>事務取扱郵便局</u>」という。）で公印監守者指定の場所	[同左] [同左] <u>事務取扱郵便局</u>で公印監守者指定の場所

[第6条第1項の表 別紙2]

公印	公印監守者	監守場所	
		執務時間中	執務時間外
[1・2 略]	[略]	[略]	[略]
3 前2号に掲げる公印以外の公印	[略]	[略]	[略]
[(1)・(2) 略]		[略]	[略]
(3) 郵便局取扱事務契印用区長印		地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。)第2条の規定により本市の事務(郵便局取扱事務契印用区長印を使用するものに限る。)を取り扱う郵便局(以下「 <u>契印事務取扱郵便局</u> 」という。)で公印監守者指定の場所	<u>契印事務取扱郵便局</u> で公印監守者指定の場所

[別表第 1 別紙 3]

[同左]

専 用 公 印

名称	ひな型	書体	寸法	用途
[同左] 郵便局取扱事務契印用 区長印	[同左] 80の3	[同左] てん書	ミリメートル [同左] 方21	[同左] 郵便局事務取扱法第2条 の規定により <u>事務取扱郵 便局</u> において取り扱わせ る本市の事務に係る契印 用
[同左] [在留カード、特定在留 カード、特別永住者証明 書、特定特別永住者証明 書及び個人番号カード 記載事項証明並びに通 知カード返納証明用区 長印] [新設] [新設]	[同左] [同左]	[同左] [同左]	[同左] [同左]	[同左] [同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第1 別紙4]

[略]

専 用 公 印

名称	ひな型	書体	寸法	用途
[略]	[略]	[略]	ミリメートル	[略]
郵便局取扱事務契印用 区長印	80の3	てん書	方21	郵便局事務取扱法第2条 の規定により契印事務取 扱郵便局において取り扱 わせる本市の事務に係る 契印用
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[在留カード、特定在留 カード、特別永住者証明 書、特定特別永住者証明 書及び個人番号カード 記載事項証明並びに通 知カード返納証明用区 長印]	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>個人番号カード記載事 項証明用市長印</u>	81の3	てん書	方6	<u>個人番号カード記載事項 証明用</u>
<u>郵便局取扱事務個人番 号カード記載事項証明 用区長印</u>	81の4	てん書	方6	<u>郵便局取扱法第2条の規 定により個人番号カード 記載事項証明事務取扱郵 便局において取り扱わせ る個人番号カード記載事 項証明用</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(令和8年9月30日揭示済)